

租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令 新旧対照条文
○ 租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）（抄）

改 正 後

（非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除）

第二十三条の九 省 略

2 省 略

3 法第七十条の七第二項第一号に規定する財務省令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同号に規定する財務省令で定める会社に相当するものは当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める会社とする。

一 法第七十条の七第二項第四号に規定する円滑化法認定を受けた会社（次号において「認定会社」という。）が合併により消滅した場合
当該合併により当該認定会社の権利義務の全てを承継した会社（以下この条において「合併承継会社」という。）

二 省 略

4 21 省 略

22 法第七十条の七第九項に規定する財務省令で定める事項を記載した書類は、次に掲げる書類とする。

一 四 省 略

五 円滑化省令第七条第四項の認定書（円滑化省令第六条第一項第七号の事由に係るものに限る。）の写し及び円滑化省令第七条第二項の申請書の写し（同項の規定に基づき都道府県知事に提出されたものであつて、法第七十条の七第二項第三号イからへまでに掲げる要件の全てを満たす者が二以上ある場合には、認定贈与承継会社が定めた一の者の記載があるものに限る。）

六 八 省 略

23 40 省 略

改 正 前

（非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除）

第二十三条の九 同 上

2 同 上

3 同 上

一 法第七十条の七第二項第四号に規定する経済産業大臣認定を受けた会社（次号において「認定会社」という。）が合併により消滅した場合
当該合併により当該認定会社の権利義務の全てを承継した会社（以下この条において「合併承継会社」という。）

二 同 上

4 21 同 上

22 同 上

一 四 同 上

五 円滑化省令第七条第四項の認定書（円滑化省令第六条第一項第七号の事由に係るものに限る。）の写し及び円滑化省令第七条第二項の申請書の写し（同項の規定に基づき経済産業大臣に提出されたものであつて、法第七十条の七第二項第三号イからへまでに掲げる要件の全てを満たす者が二以上ある場合には、認定贈与承継会社が定めた一の者の記載があるものに限る。）

六 八 同 上

23 40 同 上